



答申第232号（諮詢第283号）



答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年10月6日付けで行った公文書部分開示決定において、異議申立てに係る情報のうち、打合せ内容中の学識経験者委員（以下「学識委員」という。）の候補者を推測し得る情報及び出席者たる学識委員候補者の肩書を不開示とした当時の決定は妥当であるが、それ以外については開示すべきであった。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年9月2日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①江川に関する議員の照会と回答 ②知事への手紙と回答 ③江川の改修及び支援会議に関する打ち合わせ記録（行政推進会議を含む） ①②③とも25年、26年、27年度」の開示請求（以下「本件開示請求①、②、③」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対して、平成27年9月16日付けで、条例第15条第2項に基づき平成27年10月30日までの公文書開示決定等期間延長を行い、申立人に通知した。
- (3) 本件開示請求に対し実施機関は、本件開示請求①及び③については、以下の公文書を特定した。
 - ア 「打合せ記録（江川流域づくり支援会議について）（平成27年8月31日）」
(以下「本件対象文書1」という。)
 - イ 「打合せ記録（江川流域づくり支援会議について）（平成27年8月6日）」

(以下「本件対象文書2」という。)

ウ 「打合せ記録（江川流域づくり支援会議について）（平成27年8月6日）」

(以下「本件対象文書3」という。)

エ 「打合せ記録（江川流域づくり支援会議について）（平成27年8月4日）」

(以下「本件対象文書4」という。)

オ 「議事（要旨）（第5回 江川流域づくり推進行政会議の議事（要旨）について）（平成27年8月27日）」（以下「本件対象文書5」という。）

カ 「打合せ記録（江川流域づくり推進行政会議について（ワーキング））（平成27年8月21日）」（以下「本件対象文書6」という。）

キ 「電話メモ（平成27年2月3日）」

ク 「電話メモ（平成26年4月18日）」

ケ 「議員・マスコミ等からの照会、依頼、取材について（報告）（平成27年8月19日）」

コ 「議員・マスコミ等からの照会、依頼、取材について（報告）（平成27年8月3日）」

サ 「打合せ記録（江川改修促進協議会通常総会後の県委託業務の事前説明（平成27年6月24日））」

(4) 実施機関は、平成27年10月6日付で次のaからdまでの部分を不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

a 本件対象文書1中の「打合せ内容及び江川流域づくり支援会議規約」（条例第10条第4号及び同条第5号に該当するため不開示）、「出席者の氏名及び肩書き」（条例第10条第1号に該当するため不開示）

b 本件対象文書2から4中の「打合せ内容」（条例第10条第4号及び同条第5号に該当するため不開示）、「出席者の氏名及び肩書き」（条例第10条第1号に該当するため不開示）

- c 本件対象文書5及び6中の「規約に関する打合せ内容及び江川流域づくり支援会議規約」（条例第10条第4号及び同条第5号に該当するため不開示）
- d 上記（3）キ及びクの公文書中の「個人の氏名」（条例第10条第1号に該当するため不開示）

また、実施機関は、同日付で上記（3）ケからサまでの公文書を全部開示とする公文書開示決定を行い、申立人に通知した。

さらに、本件開示請求②については、江川に関する知事への提言はなかったため、同日付で不存在を理由とする公文書不開示決定を行い、申立人に通知した。

- (5) 申立人は、実施機関に対し、平成27年10月13日付で、本件処分に係る上記（4）aからcまでの部分のうち、第二期江川流域づくり支援会議（以下「第二期支援会議」という。）規約案、打合せ内容及び出席者たる学識委員候補者の肩書（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成28年3月15日に実施機関から条例に基づく質問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成28年4月8日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成28年4月19日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (9) 当審査会は、平成28年5月24日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨
本件処分で不開示とした第二期支援会議規約案、打合せ内容及び出席者たる学識委員候補者の肩書の開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由
 - ア 第二期支援会議規約案について

第二期支援会議の設置に向けた、過去の事前打合せにおける第二期支援会議規約案は公開されてきた。そのため、本件処分に限り、第二期支援会議の開催前、委員任命前に公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせ、円滑な会議の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたという理由は成り立たない。また、不開示とした情報が、第二期支援会議の開催前に公にされることにより、県民の間に混乱を生じさせるという主張が成り立つとは考えられない。

イ 打合せ内容について

上記アで主張するとおり、打合せ内容も過去に公開されてきた。さらに、実施機関は、今後変更が生じた場合には変わり得る未確定な情報であると述べているが、打合せ内容は、過去の記録であり、変わらぬか変わらぬかの問題ではない。

また、円滑な会議の運営に支障となるような内容があるとすれば、条例第1条に反し、県民に説明できない内容ということになり、著しく不当である。

ウ 出席者たる学識委員候補者の肩書について

同じ肩書を持つ者は大勢存在するため、個人情報には該当せず、特定の個人を識別できるものではない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書1から4までは、実施機関の選定した第二期支援会議の学識委員候補者に対し、委員就任を個別に依頼し打合せを行った内容が記録されたものである。

本件対象文書5及び6は、江川流域づくり推進行政会議（以下「行政会議」という。）において、第二期支援会議規約案並びに公募委員の募集等を議題とする

議事及び打合せの内容が記録されたものである。

(2) 部分開示とした理由について

ア 第二期支援会議規約案及び打合せ内容について

第二期支援会議の開催前かつ委員任命前の調整過程にあり、今後変更が生じた場合は変わり得る未確定な情報であることから、公にすることにより、県民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、また、今後の円滑な会議の運営に支障となるおそれがあることから、条例第10条第4号及び同条第5号に該当し不開示としたものである。

イ 出席者たる学識委員候補者の肩書について

出席者たる学識委員候補者の肩書については、本件開示請求当時は、第二期支援会議の委員就任前の調整過程であり、同肩書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第10条第1号に該当し不開示としたものである。

(3) 実施機関は、申立人に対し、本件不開示情報について、平成27年11月中旬に予定していた第二期支援会議の第1回の会議開催後であれば、開示できることを連絡していた。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書1から4までは、実施機関の選定した第二期支援会議の学識委員候補者に対し、委員就任を個別に依頼し打合せを行った内容が記録されたものである。

本件対象文書5及び6は、行政会議において、第二期支援会議規約案並びに公募委員の募集等を議題とする議事及び打合せの内容が記録されたものであり、同規約案、同委員の募集案及び江川改修事業の概要が添付されている。

(2) 行政会議及び支援会議について（経緯）

平成17年3月に江川流域づくり推進協議会は、「江川流域づくりの実施に向けての提言」により、流域づくりの実施に向けた推進体制として、行政会議と支援会議を設置し、双方が助言や情報交換を行うものと決定した。

行政会議とは、県、国及び流域4市の関係部局により構成するものである。

支援会議とは、地域住民、学識経験者、環境保護団体等により構成するものである。

第一期江川流域づくり支援会議（以下「第一期支援会議」という。）は、平成20年から平成22年までの間に計10回開催された。

実施機関は、第二期支援会議開催に向け準備を進めていたが、委員の調整が難航するなどして開催できずにいたところ、平成27年7月の台風11号において、氾濫する江川の渡河を試みた高校生の死亡事故が発生した。流域4市が、県に対し、江川の治水対策を早急に推進するよう強い要望を出したことから、実施機関は、第二期支援会議を早急に立ち上げることとし、平成27年8月27日開催の行政会議において協議された第二期支援会議規約案に基づき、第二期支援会議の委員選定の一部を公募制とし、公募委員と実施機関の選定した学識委員により委員を構成するものとした。実施機関は、平成27年9月1日から10月9日までの間、公募委員の募集を行った。

（3）本件異議申立ての概要及び判断対象について

上述のとおり、実施機関は、第二期支援会議規約案及び打合せ内容については、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する情報として、また、出席者たる学識委員候補者の肩書については、条例第10条第1号に該当する情報として不開示とした。

上述のとおり、申立人は、これらに対し異議を述べるものであることから、以下、本件処分当時の本件不開示情報の条例第10条各号該当性について検討する。

申立人は、本件不開示情報以外の不開示については異議を申し立てていないことから、それ以外の不開示部分については、当審査会としては判断しない。

(4) 本件不開示情報の条例第10条各号該当性について

ア 第二期支援会議規約案について

条例第10条第4号は、「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、「次に掲げるおそれ」の例示として、同条同号ただし書イからホまでを掲げている。これらは、いずれも典型的な例示とされている。

実施機関は、二期支援会議規約案は、二期支援会議において同規約として決定されるまでは、審議前の未成熟な情報に当たり、公にすることにより、条例第10条第4号及び同条第5号に規定する各おそれがあるものとして、同各号に該当する等と主張している。

しかしながら、実施機関は、本件処分で不開示とした二期支援会議規約案が二期支援会議において正式に定められるよりも前に、同規約案の規定にのっとり公募委員の募集を行っているのであるから、同規約案中の公募委員に関する内容は、遅くとも、公募の実施された時点において未成熟又は未確定とは言い難い。また、同規約案中の公募委員に関する内容は、公募の実施によって、事実上、公にされたと同様の状態であったものと認められる。さらに、同規約案中のそれ以外の内容については、いずれも一般的な条項に過ぎないから、これらを公にすることにより、その後の二期支援会議の円滑な運営や当該事業の

適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認めがたい。

したがって、第二期支援会議規約案は、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する情報とは認められない。

よって、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する情報として不開示とした実施機関の当時の判断は妥当とはいえず、第二期支援会議規約案は、本件処分当時、開示すべきであったものと判断する。

イ 打合せ内容について

実施機関は、打合せ内容は、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、条例第10条第4号及び同条第5号に規定する各おそれがあると主張している。

当審査会において本件対象文書1から6までを見分したところ、本件不開示情報のうち、打合せ内容は、その記載内容により、（ア）第二期支援会議の学識委員の候補者を推測し得る情報（後記ウにて検討する肩書を除く。）、（イ）第二期支援会議規約案に関する情報及び（ウ）それ以外の情報の3つに分類することができる。そのため、各情報ごとに条例第10条第4号及び同条第5号の該当性を検討する。

（ア） 打合せ内容中の学識委員の候補者を推測し得る情報（後記ウにて検討する肩書を除く。）について

第二期支援会議の設置が遅延した原因に委員の選定の困難性があった経過や、第二期支援会議の早急な設置を求められていた背景等に鑑みれば、実施機関の主張するとおり、仮に、学識委員の任命前に、第二期支援会議の学識委員候補者を推測し得る情報が公になった場合には、同候補者に対する第三者からの圧力や干渉等により、同候補者が就任を躊躇し又は辞退する可能性、ひいては、同候補者の選定の遅れにより、第二期支援会議の設置が遅延して円滑な会議運営に支障を来すおそれ、また、それにより当該事業の適正な遂行に支障を来すおそれを認めることができる。

したがって、打合せ内容中の学識委員候補者を推測し得る情報は、本件処分当時、条例第10条第5号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(イ) 打合せ内容中の第二期支援会議規約案に関する情報について

上記アのとおり、当審査会は、第二期支援会議規約案は、条例第10条第4号及び同条第5号に該当しない情報と判断した。打合せ内容中の第二期支援会議規約案に関する情報についても同様である。

したがって、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する情報として不開示とした実施機関の当時の判断は、妥当とはいえない。

よって、打合せ内容中の第二期支援会議規約案に関する情報は、本件処分当時、開示すべきであった。

(ウ) 打合せ内容中の上記（ア）及び（イ）以外の情報について

上記（ア）及び（イ）以外の情報は、実施機関の担当者が、学識委員の候補者との間において当該事業について意見交換した部分であり、当該事業の概要は、第一期支援会議及び行政会議の議論を経て既に公開されていたことから、未確定な情報とは言えず、第二期支援会議の第1回の会議開催前にこれを公にしたとしても、同意見交換の内容が、その後の第二期支援会議の円滑な運営や当該事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認め難い。

したがって、条例第10条第4号及び同条第5号に該当する情報として不開示とした実施機関の当時の判断は妥当とはいえない。

よって、打合せ内容中の上記（ア）及び（イ）以外の情報は、本件処分当時、開示すべきであった。

ウ 出席者たる学識委員候補者の肩書について

条例第10号第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の

記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示としている。

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味するものであり、具体的には、氏名、性別、生年月日、住所などの基本的事項のほか、社会的地位及び活動に関する情報である職業・職種・職歴等、地位、学歴など、様々なものが多岐にわたり含まれる。肩書は、社会的地位及び活動に関する情報に該当する。

本件対象文書1から4中では、実施機関の担当者が、学識委員への就任を依頼した学識経験者の肩書につき、団体職員、団体役員等の一般的抽象的記載方法ではなく、所属団体名及び職位等を具体的に特定して記載している。

当該事業は、第一期支援会議及び行政会議を経て、当該事業上必要とされる専門分野が特定され、また、行政会議の構成に見るとおり当該事業に關係する地域が限定されている。

したがって、学識委員の任命前に学識委員候補者の肩書を公にした場合には、学識委員候補者を相当程度、特定し識別することができるものと認められるから、条例第10条第1号本文に該当するものと認められる。

なお、学識委員の任命後であれば、その肩書は、同号ただし書イの「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるが、本件処分当時、学識委員はいまだ任命前であったから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハにも該当しない。

よって、実施機関が、出席者たる学識委員候補者の肩書部分を不開示としたことは妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、徳本 広孝、三角 元子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月15日	諮詢を受ける（諮詢第283号）
平成28年 3月15日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成28年 4月 8日	申立人から意見書を受理
平成28年 4月19日	実施機関から説明及び審議（第三部会第112回審査会）
平成28年 5月24日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第113回審査会）
平成28年 6月23日	審議（第三部会第114回審査会）
平成28年 7月19日	審議（第三部会第115回審査会）
平成28年 9月 7日	審議（第三部会第116回審査会）
平成28年11月 2日	審議（第三部会第118回審査会）
平成28年12月 6日	審議（第三部会第119回審査会）
平成29年 1月24日	審議（第三部会第120回審査会）
平成29年 2月23日	答申

